

利益相反管理方針

1. お客様保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程（以下、「法令等」といいます。）を遵守し、誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス（以下、「商品等」といいます。）を利用しまたは利用しようとする方（以下、「お客様」といいます。）の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

2. お客様の利益が不当に害されないための利益相反管理について

当組合は、当組合とお客様の間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等および本基本方針に従い、お客様の利益を不当に害することのないよう適切に業務を遂行します。

3. 利益相反管理の対象となる取引（対象取引）と特定方法

利益相反とは、当組合とお客様の間、ならびに当組合のお客様相互間において利益が相反する状況をいいます。

当組合では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引（以下、「対象取引」といいます。）として、以下の① ②に該当するものを管理いたします。

- ① お客様の不利益のもと、当組合が利益を得ている状況が存在すること。
- ② ①の状況がお客様との間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること。

当組合では、お客様との取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客様から頂いた情報に基づき、営業部門から独立した利益相反管理責任者により、適切な特定を行います。

4. 利益相反取引の種類

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

- (1) お客様の不利益のもと、当組合が利益を得る可能性がある状況の取引
- (2) お客様の利益よりも、他のお客様の利益を優先する状況の取引
- (3) お客様から入手した情報を利用して当組合または他のお客様の利益を図る取引

5. 利益相反管理体制

適正な利益相反管理の遂行のため、**利益相反管理所管部を定め**、当組合の利益相反管理に係る情報を集約するとともに、対象取引の特定及び管理を一元的に行います。

対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせることで講ずることにより、利益相反管理を行います。

また、これらの管理を適切に行うため、研修等を実施し、組合内において周知・徹底をいたします。

- (1) 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
- (3) 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
- (4) 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法

6. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となるのは、当組合のみになります。

以上につき、ご不明な点がございましたら、当組合の各営業店のほか、次のお問合せ窓口までご連絡下さい（お申し出下さい）。

【お問い合わせ窓口】

山形中央信用組合 事務部 電話番号：0238-84-2182

（受付時間 9：00～17：00 ただし、当組合の休業日を除く）